

町民の皆様へ

首都圏を中心に感染の拡大が続く新型コロナウイルスについて、政府対策本部は1月7日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象区域として「緊急事態宣言」を発令しました。

町内においては、町民の皆様の適切な行動により年末年始の感染確認はありませんでしたが、長野県下では新規感染者が急速に増加し、小諸市、松本市では県が独自に定める6段階の感染警戒レベルが5になっています。また、入院される方も増加し、県では新たに医療警報を発令するなど、 심각한警戒が必要な状況です。

町民の皆様には、感染拡大を防止し、ご自身や大切な方の命を守るため、改めて人との距離の確保や人混みでのマスクの着用、手洗い、3密の回避など基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」に沿った行動を徹底していただくようお願いいたします。

また、「緊急事態宣言」対象地域への往来は基本的に控え、外出時には感染動向に十分注意するとともに、外出先でも感染防止対策を徹底し、発熱等の症状がある方は外出を控えて速やかにかかりつけ医等に必ず電話で相談してください。

事業者の皆様には、職場内の感染防止策の徹底とともに、感染が拡大している地域への出張を極力控えるなど、適切な対策を講じていただきますようお願いいたします。

一人ひとりが「うつらない」「うつさない」「広げない」行動の徹底と、併せて、感染された方やそのご家族、医療従事者等への不当な差別や偏見が生じないようにご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年1月8日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘